

税制に関する要望 (抜本改革に向けて)

平成21年10月

中国経済連合会

はじめに

わが国経済は、最悪期は脱しつつあるものの、雇用情勢をはじめ、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、わが国は、景気後退による税収の落ち込みや緊急経済対策による歳出拡大に伴う財政状況の悪化、社会保障制度の信頼低下、所得格差の拡大、地球温暖化問題への対応など多くの課題が山積しており、国民の将来への不安は一段と強まっている。

さらに、東京一極集中に伴い地方の疲弊は著しく、地方が自己の選択と責任のもと、活力ある地域づくりを行うためには、国から地方への権限と財源の移譲は不可欠である。

税制の抜本改革は、これら諸課題へ対応し、国民が安心できる持続可能な社会を実現するための基本となる制度改革であり、政府は当面の景気対策としての税制措置を継続しつつ、抜本改革についてもスケジュールを明確に示し、実行していく必要がある。

実行にあたり、まずは徹底的な無駄排除による歳出削減に大いに期待するところであるが、将来的な社会保障費の増加を考慮すれば、消費税を含めた歳入面の改革はもはや避けて通れないと考える。

以上の視点から、中国経済連合会では、行財政制度委員会（委員長：大田 哲哉 広島電鉄株代表取締役社長）において、税制の抜本改革についての審議・取りまとめを行い、以下のとおり要望を行うものである。

1 . 税制の抜本改革における基本的な考え方について

冒頭に述べた わが国に山積する諸課題に対応するため 以下の基本的な考え方により税制の抜本改革を進めるべきである。

(1) 社会保障制度の確立と財政健全化を達成できる税制

持続可能な社会保障制度の確立のための財政基盤の確保と悪化の一途をたどる財政状況の健全化を同時に達成するためには、まずは徹底的な無駄の排除などの歳出改革を行った上で、経済成長による歳入拡大も図りつつ、国民負担の引き上げについても議論を進めるべきである。

(2) 間接税の比率を高める税制

わが国の課税体系は、直間比率が7：3と OECD 諸国の中でも所得税・法人税などの直接税比率が高く、税収が景気状況により大きく変動する脆弱な構造となっているため、安定的な税収を確保できるよう間接税比率を高める課税体系に移行すべきである。

(3) 経済の持続的成長に資する税制

持続的な経済成長は、国民の豊かさの実現のみならず雇用の維持・確保のため必要不可欠である。経済のグローバル化など競争が激化する中、企業の競争力強化の観点等から税制を見直すべきである。

(4) 国民が安心感を得られる税制

子育て世代の負担増加や所得格差の拡大・固定化，さらには少子高齢化の進展による社会保障制度の行き詰まりなど，国民は現状および将来に対し大きな不安を抱えており，これら不安を払拭する観点から税制を見直すべきである。

(5) 公平性・効率性が担保できる税制

税制は国民生活に密接に関わるものであり，世代間の公平な負担や正確な所得の捕捉など，制度に対する信頼性の確保は欠かせない。さらに，徴税コストの低減や納税者の利便性向上の観点からも税制を見直すべきである。

(6) 地方の自立性を高める税制

わが国の持続的発展のためには，東京一極集中を是正し，地方がそれぞれの特徴を生かして活力を取り戻すことが不可欠である。そのためには，地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行えるよう，分権改革を推進するとともに，安定した財政基盤を確保できるようにすべきである。

(7) 低炭素社会への対応を促す税制

地球温暖化問題への取り組みは，世界の直面する最重要課題の一つであり，わが国は先進国として積極的にその責任を果たす必要がある。低炭素社会の実現に向け，環境と経済の両立を図りつつ，税制のグリーン化を推進すべきである。

2．消費税について

現在のわが国の財政状況は、国と地方の債務残高が 800 兆円を超え、対 GDP 比では 1.7 倍と先進国の中で最悪の水準に達しており、早急な財政健全化への取り組みが求められる。

さらに、わが国の社会保障制度が中福祉・低負担と言われる中、今後も中福祉の社会保障制度を維持していくためには、社会保障費の増加は避けられない。

これらに対応していくためには、まずは行財政改革による徹底した無駄の排除により財源を捻出することが最優先であるが、今後の少子高齢化の進展を踏まえれば、社会保障制度の透明性・信頼性を確保した上で、新たな負担を国民に求めることは不可避であり、現段階で国民の負担増についての議論を先送りすべきではない。

現在、社会保障費は現役世代の保険料に過度に依存していることを考えれば、新たに国民負担を求める場合は、負担が世代間で公平であることに加え、景気変動に左右されにくく安定収入が見込まれる消費税を主要な税目とすることが望ましい。

なお、消費税率を引き上げる際は、その逆進性の緩和策として軽減税率の導入（複数税率化）があるが、この場合、税の中立性・簡素性の観点から慎重な検討が必要である。これ以外の緩和策としては、後述する所得税の給付付き税額控除制度の導入により、基礎消費にかかる消費税額を個人へ還付する方策が検討に値する。

また、消費税率の引き上げに際しては、納税の透明性を確保するため、インボイス制の導入も併せて検討する必要がある。

3．法人税について

企業の発展は、わが国社会の持続可能性を高めるためには不可欠であり、経済の持続的成長があってはじめて、財政の健全化および社会保障制度の立て直しも可能となる。

諸外国では企業活性化のために法人税率を引き下げる動きが進む中、現在わが国の法人実効税率は諸外国と比べ高水準（40%程度）にあり、税率の格差は拡大する方向にある。

企業活動のグローバル化が進み、わが国の国際競争力の低下が懸念される中、企業の国際競争力強化および国内の企業立地・対日投資の拡大を図るため、法人実効税率の国際水準（30%程度）への引き下げを行うべきである。

法人実効税率の引き下げは、従業員や株主を通じて家計の所得向上にもつながり、これが新たな消費や雇用を生み出し、経済成長と税収拡大という好循環をもたらすことになる。

なお、租税特別措置については、技術開発の促進への対応など真に必要なものは維持・拡充する一方、時代にそぐわないものは廃止するなど、整理・合理化を進める必要がある。

4．個人所得税・相続税等について

(1) 所得再分配・資産再分配機能の強化

子育て世代の重い負担感が一因とされる少子化の進展や若年層を中心とした低所得勤労者の増加などによる所得格差の拡大は、わが国の将来を左右する重大な問題である。これらを解決するためには、高齢者のみならず現役世代の支援を含めた安心の保障が不可欠であり、そのために個人所得税の見直しを行うべきである。

見直しに際しては、子育て世代や低所得者層が恩恵を受けられるよう現行の所得控除から税額控除に移行するなど、所得再分配機能の強化を図るべきである。所得再分配機能の強化は、消費の拡大にもつながり、経済の活性化も期待できる。

個人所得税見直しの一つの方策として、所得税の減額と給付金の支給を組み合わせた給付付き税額控除制度が議論されているが、同制度は就労が適用条件となるため、勤労意欲の向上につながるほか、消費税率の引き上げ時には、その逆進性の緩和策としても有効であり、導入に向けた検討を進めるべきである。

また、現在わが国では、相続税の課税割合（被相続人の死亡者総数に占める割合）が約4%と、近年低下傾向にあり、その資産再分配機能は低下している。少子高齢化に伴い老後の扶養を社会全体で負担する必要性が高まっていることなどを踏まえ、一部の資産家のみが対象となる現行の課税ベースを拡大するとともに税率構造を見直すことも検討すべきである。

(2) 金融所得課税の一元化

経済活性化の観点から、1,400兆円とも言われるわが国の個人金融資産を有効活用するためには、「貯蓄から投資へ」の流れを加速していく必要がある。このため、投資家にとって簡素で合理的な仕組みとなるよう、利子・配当・株式譲渡、投資信託収益等の金融所得の損益通算を認めるなど、金融所得課税の一元化を図るべきである。

(3) 納税者番号制度の導入

納税の透明性・公平性および徴税コスト低減の観点から、プライバシー保護を含めたシステムセキュリティの確保を前提に納税者番号制度を導入すべきである。

なお、適時・適切な社会保障給付および税金と社会保険料の徴収事務の効率化の観点から、社会保障番号と納税者番号の一体運用も併せて検討すべきである。

5. 環境関連税制について

産業界は地球温暖化防止に向け、CO₂の排出削減や優れた省エネ製品の開発など、懸命な努力を続けている。こうした中、わが国は、環境と経済の両立が可能となるよう、企業の優れた省エネ製品の普及促進や技術革新を支援するための優遇税制の拡充といった税制のグリーン化を推進することにより、低炭素社会の構築

を目指すべきである。

環境税については、国際的な足並みがそろわない中でわが国だけが過大な負担を強いられることになれば、企業の国際競争力低下を招くだけでなく、低規制国への生産活動移転を助長し、国内産業の空洞化や地球規模での CO2 排出量の増加を引き起こす恐れがあるため、導入すべきでない。

6．自動車関連税制について

揮発油税，自動車取得税，自動車重量税等の自動車関連諸税については、現在 本則税率を上回る暫定税率が適用されているが、現在でも暫定税率による税収は、道路整備をはじめとして地方行政には欠かせない財源となっていることを踏まえ、暫定税率を廃止する場合には、これに伴い減少する地方税収の代替財源を確保するとともに、地方に必要な社会資本整備に影響が及ぶことのないよう配慮する必要がある。

7．地方税制について

東京一極集中により地方の疲弊は著しく、地方が活力を取り戻すには、地方の特色を活かした独自施策を地方の選択と責任により行えるよう権限と財源を国から移譲することが必要である。政府は、公約どおり地域主権国家の樹立に向けて分権改革を着実に

進めるとともに、その最終形である道州制についても併せて検討する必要がある。

改革にあたっては、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方の役割に見合った自主財源である地方税を大幅に拡充するなど税源移譲を行い、現在国税を下回っている地方税のウェイトを見直すべきである。

税源移譲にあたっては、地域偏在性が大きく景気の影響を受けやすい地方法人二税については、国税である法人税への一本化を図るなど縮減する一方、地域偏在性が小さく景気動向に左右されにくい地方消費税を拡充するなど、税収格差を縮小する仕組みを検討すべきである。

なお、地方への税源移譲を行うにあたっては、各地方間の大きな財政力格差を考慮し、新たな調整システムを確立することが不可欠である。

以 上

平成21年10月

中国経済連合会

会 長	福 田 督
副 会 長	大 田 哲 哉
(行財政制度委員会委員長)	